

議案第七十八号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

杉並区長

田 中

良

第一条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「百分の二十五」を「百分の十」に改め、同条第三項中「百分の二十五」を「百分の十」に、「百分の十」を「百分の五」に改める。

第三十二条第二項中「百分の七十」を「」六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の六十五」に、「百分の九十」を「」六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分の八十五」に改め、同条第三項中「百分の三十五」と「」の下に「」百分の六十五」とあるのは「百分の三十」と「」を、「百分の四十五」と「」の下に「」百分の八十五」とあるのは「百分の四十」と「」を加える。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。
別表第一を次のように改める。

別表第一（第7条関係）

学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	146,000	178,100	245,700	269,800	333,900
	2	147,500	180,200	248,000	272,100	336,400
	3	149,000	182,400	250,300	274,400	338,900
	4	150,500	184,600	252,600	276,700	341,400
	5	152,000	186,800	254,900	279,100	343,900
	6	153,700	189,000	257,200	281,500	346,300
	7	155,400	191,200	259,500	283,800	348,700
	8	157,200	193,400	261,800	286,200	351,100
	9	159,000	195,600	264,100	288,500	353,500
	10	160,800	197,800	266,400	290,900	355,900
	11	162,700	200,000	268,700	293,400	358,200
	12	164,700	202,300	271,000	295,900	360,500
	13	166,700	204,600	273,400	298,300	362,800
	14	168,800	206,900	275,700	300,800	365,100
	15	171,000	209,100	278,000	303,300	367,400
	16	173,200	211,400	280,400	305,800	369,700
	17	175,500	213,700	282,800	308,200	372,000
	18	177,900	216,000	285,300	310,600	374,300
	19	180,400	218,300	287,700	313,100	376,500
	20	182,900	220,600	290,100	315,500	378,700
	21	185,300	222,800	292,500	317,900	380,800
	22	186,700	225,100	294,900	320,300	383,000
	23	188,100	227,300	297,300	322,700	385,100
	24	189,600	229,600	299,700	325,100	387,200
	25	191,100	231,900	302,000	327,400	389,300
	26	192,500	234,200	304,400	329,800	391,400
	27	193,900	236,400	306,800	332,200	393,500
	28	195,400	238,600	309,100	334,500	395,500
	29	196,900	240,800	311,300	336,800	397,500
	30	198,300	243,000	313,600	339,200	399,600
	31	199,700	245,200	315,800	341,600	401,600
	32	201,200	247,400	318,000	343,900	403,600
	33	202,700	249,600	320,200	346,200	405,600
	34	204,100	251,800	322,400	348,500	407,600
	35	205,500	254,000	324,600	350,800	409,600
	36	207,000	256,200	326,800	353,000	411,600
	37	208,500	258,400	328,900	355,200	413,500
	38	210,000	260,600	331,100	357,500	415,500
	39	211,500	262,800	333,300	359,700	417,500
	40	213,100	265,000	335,500	361,900	419,400
	41	214,800	267,200	337,600	364,100	421,300
	42	216,600	269,400	339,800	366,200	423,200
	43	218,500	271,600	342,000	368,300	425,100
44	220,400	273,800	344,100	370,400	427,000	

45	222,200	276,000	346,200	372,500	428,900
46	223,900	278,200	348,300	374,500	430,800
47	225,600	280,400	350,400	376,600	432,600
48	227,200	282,600	352,500	378,600	434,400
49	228,800	284,800	354,600	380,600	436,200
50	230,500	286,900	356,600	382,600	438,000
51	232,200	289,100	358,600	384,600	439,700
52	233,800	291,300	360,600	386,600	441,400
53	235,400	293,400	362,500	388,500	443,100
54	237,100	295,600	364,500	390,400	444,700
55	238,700	297,800	366,400	392,300	446,300
56	240,300	299,900	368,300	394,200	447,900
57	241,900	302,000	370,200	396,100	449,500
58	243,500	304,100	372,100	397,900	451,000
59	245,000	306,200	373,900	399,700	452,500
60	246,500	308,300	375,700	401,400	454,000
61	248,000	310,400	377,500	403,100	455,400
62	249,600	312,500	379,100	404,800	456,700
63	251,100	314,500	380,700	406,500	457,900
64	252,600	316,500	382,200	408,100	459,100
65	254,100	318,400	383,700	409,700	460,200
66	255,600	320,400	385,100	411,300	461,200
67	257,100	322,300	386,500	412,800	462,100
68	258,600	324,200	387,800	414,300	463,000
69	260,000	326,100	389,000	415,700	463,900
70	261,500	327,900	390,300	417,100	464,800
71	263,000	329,700	391,500	418,500	465,600
72	264,500	331,400	392,700	419,900	466,300
73	265,900	333,100	393,900	421,200	467,000
74	267,400	334,900	395,000	422,500	467,600
75	268,800	336,700	396,100	423,700	468,200
76	270,200	338,400	397,100	424,900	468,800
77	271,600	340,100	398,100	426,000	469,300
78	273,000	341,800	399,000	427,100	469,800
79	274,400	343,500	399,900	428,200	470,300
80	275,800	345,100	400,800	429,200	470,800
81	277,100	346,700	401,500	430,200	471,300
82	278,400	348,200	402,200	431,100	471,800
83	279,800	349,700	402,900	432,000	472,300
84	281,100	351,200	403,500	432,800	472,800
85	282,500	352,600	404,000	433,400	473,300
86	283,800	353,900	404,500	433,900	473,800
87	285,100	355,200	404,900	434,400	474,300
88	286,400	356,400	405,300	434,800	474,800
89	287,700	357,600	405,700	435,200	475,300
90	289,000	358,700	406,100	435,700	475,800
91	290,300	359,800	406,500	436,100	476,300
92	291,500	360,800	406,900	436,500	476,800

93	292,700	361,800	407,300	436,900	477,300
94	293,900	362,700	407,700	437,300	477,800
95	295,100	363,600	408,100	437,700	478,300
96	296,300	364,500	408,500	438,100	478,800
97	297,500	365,300	408,900	438,500	479,300
98	298,700	366,100	409,300	438,900	479,800
99	299,900	366,800	409,700	439,300	480,300
100	301,000	367,400	410,100	439,700	480,800
101	302,100	368,000	410,500	440,100	481,300
102	303,300	368,700	410,900	440,500	
103	304,500	369,400	411,300	440,900	
104	305,600	370,100	411,700	441,300	
105	306,700	370,700	412,100	441,700	
106	307,700	371,300	412,500	442,100	
107	308,700	371,900	412,900	442,500	
108	309,600	372,500	413,300	442,900	
109	310,500	373,000	413,700	443,300	
110	311,300	373,500	414,100	443,700	
111	312,100	374,000	414,500	444,100	
112	312,800	374,500	414,900	444,500	
113	313,400	375,000	415,300	444,900	
114	314,100	375,400	415,700	445,300	
115	314,800	375,800	416,100	445,700	
116	315,400	376,200	416,500	446,100	
117	316,000	376,600	416,900	446,500	
118	316,700	377,000	417,300	446,900	
119	317,300	377,400	417,700	447,300	
120	317,900	377,800	418,100	447,700	
121	318,500	378,200	418,500	448,100	
122	319,000	378,600	418,900	448,500	
123	319,500	379,000	419,300	448,900	
124	320,000	379,400	419,700	449,300	
125	320,400	379,800	420,100	449,700	
126	320,800	380,200	420,500	450,100	
127	321,200	380,600	420,900	450,500	
128	321,600	381,000	421,300	450,900	
129	322,000	381,400	421,700	451,300	
130	322,400	381,800	422,100	451,700	
131	322,800	382,200	422,500	452,100	
132	323,200	382,600	422,900	452,500	
133	323,600	383,000	423,300	452,900	
134	324,000	383,400	423,700		
135	324,400	383,800	424,100		
136	324,800	384,200	424,500		
137	325,200	384,600	424,800		
138	325,600	385,000	425,200		
139	326,000	385,400	425,600		
140	326,400	385,800	426,000		

	141	326,800	386,200	426,300		
	142	327,200	386,600	426,700		
	143	327,600	387,000	427,100		
	144	328,000	387,400	427,500		
	145	328,400	387,800	427,800		
	146	328,800	388,200	428,200		
	147	329,200	388,600	428,600		
	148	329,600	389,000	428,900		
	149	330,000	389,400	429,300		
	150	330,400	389,800			
	151	330,800	390,200			
	152	331,200	390,600			
	153	331,600	391,000			
	154	332,000	391,400			
	155	332,400	391,800			
	156	332,800	392,200			
	157	333,200	392,600			
	158	333,600	393,000			
	159	334,000	393,400			
	160	334,400	393,800			
	161	334,700	394,100			
	162	335,100	394,500			
	163	335,500	394,900			
	164	335,900	395,300			
	165	336,200	395,600			
	166	336,600	396,000			
	167	337,000	396,400			
	168	337,400	396,800			
	169	337,700	397,100			
	170		397,500			
	171		397,900			
	172		398,300			
	173		398,600			
	174		399,000			
	175		399,400			
	176		399,800			
	177		400,100			
再任用 職員		224,600	264,000	282,600	300,900	332,000

第二条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項本文中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に、「百分の百三十」を「百分の百二十」に改め、同項ただし書中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百、」を「百分の九十五、」に、「百分の百十」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の五」を「百分の十」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に、「百分の百三十」を「百分の百二十」に、「百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の百、」を「百分の九十五、」に、「百分の百十」を「百分の百」に、「おいては百分の六十五」を「おいては百分の六十」に改める。

第三十二条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の七十、十二月に支給する場合には百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の八十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び附則第三項の規定 公布の日

二 第一条中附則の改正規定（附則第三項を削る部分を除く。）及び別表第一の改正規定並びに次項の規定 平成二十三年一月一日

三 第二条の規定 平成二十三年四月一日

2 平成二十三年三月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第二十九条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項及び第五項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）第四条第一項又は公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成十四年杉並区条例第五号）第三条の二の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める職員にあっては、第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月二日から平成二十三年三月一日までの間に新たに職員となつた者（平成二十二年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会の承認を得て規則で定める

日)において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成十九年杉並区条例第十二号)第三条第一項に規定する教職調整額の月額合計額に百分の〇・二九を乗じて得た額に、平成二十二年四月から前項第二号に定める日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会の承認を得て規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成二十二年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二九を乗じて得た額

三 平成二十二年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二九を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(提案理由)

学校教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（期末手当）

第二十九条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の十、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の十、六月に支給する場合には百分の百、十二月に支給する場合には百分の百十を乗じて

（期末手当）

第二十九条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百、十二月に支給する場合には百分の百十を乗じて

得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは「百分の五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百十」とあるのは「百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の六十五」とする。

4 6 略

(勤勉手当)

第三十二条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額

得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百十」とあるのは「百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の六十五」とする。

4 6 略

(勤勉手当)

第三十二条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額

に、六月に支給する場合においては百分の七十、十二月に支給する場合においては百分の六十五（第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、六月に支給する場合においては百分の九十、十二月に支給する場合においては百分の八十五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十」とする。

4
7
略

附
則

略

に百分の七十

（第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の九十

）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは「百分の三十五」と、
、「百分の九十」とあるのは「百分の四十五」とする。

4
7
略

附
則

1
略

2
第十六条第二項の規定の適用について

は、当分の間、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十七」とする。

3 | 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二十九条第二項及び第三項並びに第三十二条第二項及び第三項の規定の適用については、第二十九条第二項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、同項ただし書中「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、同条第三項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の七十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の七十二・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、第三十二条第二項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九

<p>第二条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>十五」とあるのは「百分の八十五」と、同条第三項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。</p> <p>旧 条 例</p>
<p>（期末手当） 第二十九条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百分の百二十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額と</p>	<p>（期末手当） 第二十九条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百分の百三十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額と</p>

する。ただし、第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百 を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五、十二月に支給する場合においては百分の百」とあるのは「百分の五十五、十二月に支給する場合には百分の六十」とする。

4 略

(勤勉手当)

する。ただし、第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合には百分の百、十二月に支給する場合には百分の百十 を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは「百分の五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百十」とあるのは「百分の五十五、十二月に支給する場合には百分の六十五」とする。

4 略

(勤勉手当)

第三十二条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の六十七・五

(第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の八十七・五

)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の八十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする。

第三十二条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の六十五(第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分の八十五)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の四十五」と、「百

4
)
7
略

4
)
7
略

分の八十五」とあるのは「百分の四十」と
する。

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																																																																																																																																																				
給 料 表	別表第一 1 職員給与が民間従業員給与を上回る公民較差（1,235円、0.29%）の是正等 公民較差相当分について、地域手当の支給割合の引上げ（1ポイント）に伴う引下げ分と合わせて、給料月額を引き下げる。 2 初任給までの号給の据置き等 初任給までの号給は据え置き、若年層及び管理職層の号給は引下げを緩和する。																																																																																																																																																																				
地 域 手 当	支給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17%</td> <td>18%</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正	17%	18%																																																																																																																																																																
現 行	改 正																																																																																																																																																																				
17%	18%																																																																																																																																																																				
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	第1条による改正 職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成22年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.20</td> <td>0.70</td> <td>1.90</td> <td>1.20</td> <td>0.70</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.30</td> <td><u>0.70</u></td> <td><u>2.00</u></td> <td>1.30</td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>1.95</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>2.75</u></td> <td><u>1.40</u></td> <td><u>4.15</u></td> <td><u>2.60</u></td> <td><u>1.35</u></td> <td><u>3.95</u></td> </tr> </tbody> </table> 管理職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成22年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.00</td> <td>0.90</td> <td>1.90</td> <td>1.00</td> <td>0.90</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.10</td> <td><u>0.90</u></td> <td><u>2.00</u></td> <td>1.10</td> <td><u>0.85</u></td> <td><u>1.95</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>2.35</u></td> <td><u>1.80</u></td> <td><u>4.15</u></td> <td><u>2.20</u></td> <td><u>1.75</u></td> <td><u>3.95</u></td> </tr> </tbody> </table> 再任用職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成22年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.65</td> <td>0.35</td> <td>1.00</td> <td>0.65</td> <td>0.35</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.75</td> <td><u>0.35</u></td> <td><u>1.10</u></td> <td>0.75</td> <td><u>0.30</u></td> <td><u>1.05</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>1.50</u></td> <td><u>0.70</u></td> <td><u>2.20</u></td> <td><u>1.45</u></td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>2.10</u></td> </tr> </tbody> </table> 再任用管理職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成22年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.55</td> <td>0.45</td> <td>1.00</td> <td>0.55</td> <td>0.45</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.65</td> <td><u>0.45</u></td> <td><u>1.10</u></td> <td>0.65</td> <td><u>0.40</u></td> <td><u>1.05</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>1.30</u></td> <td><u>0.90</u></td> <td><u>2.20</u></td> <td><u>1.25</u></td> <td><u>0.85</u></td> <td><u>2.10</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行			平成22年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.20	0.70	1.90	1.20	0.70	1.90	12月期	1.30	<u>0.70</u>	<u>2.00</u>	1.30	<u>0.65</u>	<u>1.95</u>	3月期	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	<u>2.75</u>	<u>1.40</u>	<u>4.15</u>	<u>2.60</u>	<u>1.35</u>	<u>3.95</u>	区 分	現 行			平成22年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.00	0.90	1.90	1.00	0.90	1.90	12月期	1.10	<u>0.90</u>	<u>2.00</u>	1.10	<u>0.85</u>	<u>1.95</u>	3月期	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	<u>2.35</u>	<u>1.80</u>	<u>4.15</u>	<u>2.20</u>	<u>1.75</u>	<u>3.95</u>	区 分	現 行			平成22年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.65	0.35	1.00	0.65	0.35	1.00	12月期	0.75	<u>0.35</u>	<u>1.10</u>	0.75	<u>0.30</u>	<u>1.05</u>	3月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	合 計	<u>1.50</u>	<u>0.70</u>	<u>2.20</u>	<u>1.45</u>	<u>0.65</u>	<u>2.10</u>	区 分	現 行			平成22年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.55	0.45	1.00	0.55	0.45	1.00	12月期	0.65	<u>0.45</u>	<u>1.10</u>	0.65	<u>0.40</u>	<u>1.05</u>	3月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	合 計	<u>1.30</u>	<u>0.90</u>	<u>2.20</u>	<u>1.25</u>	<u>0.85</u>	<u>2.10</u>
区 分	現 行			平成22年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6月期	1.20	0.70	1.90	1.20	0.70	1.90																																																																																																																																																															
12月期	1.30	<u>0.70</u>	<u>2.00</u>	1.30	<u>0.65</u>	<u>1.95</u>																																																																																																																																																															
3月期	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																																																																																																																																															
合 計	<u>2.75</u>	<u>1.40</u>	<u>4.15</u>	<u>2.60</u>	<u>1.35</u>	<u>3.95</u>																																																																																																																																																															
区 分	現 行			平成22年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6月期	1.00	0.90	1.90	1.00	0.90	1.90																																																																																																																																																															
12月期	1.10	<u>0.90</u>	<u>2.00</u>	1.10	<u>0.85</u>	<u>1.95</u>																																																																																																																																																															
3月期	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																																																																																																																																															
合 計	<u>2.35</u>	<u>1.80</u>	<u>4.15</u>	<u>2.20</u>	<u>1.75</u>	<u>3.95</u>																																																																																																																																																															
区 分	現 行			平成22年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6月期	0.65	0.35	1.00	0.65	0.35	1.00																																																																																																																																																															
12月期	0.75	<u>0.35</u>	<u>1.10</u>	0.75	<u>0.30</u>	<u>1.05</u>																																																																																																																																																															
3月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>																																																																																																																																																															
合 計	<u>1.50</u>	<u>0.70</u>	<u>2.20</u>	<u>1.45</u>	<u>0.65</u>	<u>2.10</u>																																																																																																																																																															
区 分	現 行			平成22年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6月期	0.55	0.45	1.00	0.55	0.45	1.00																																																																																																																																																															
12月期	0.65	<u>0.45</u>	<u>1.10</u>	0.65	<u>0.40</u>	<u>1.05</u>																																																																																																																																																															
3月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>																																																																																																																																																															
合 計	<u>1.30</u>	<u>0.90</u>	<u>2.20</u>	<u>1.25</u>	<u>0.85</u>	<u>2.10</u>																																																																																																																																																															
諸 手 当																																																																																																																																																																					

諸 手 当	期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	第2条による改正 職員の支給月数																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">平成 22 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 23 年度改正</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>1.20</u></td> <td><u>0.70</u></td> <td><u>1.90</u></td> <td><u>1.15</u></td> <td><u>0.675</u></td> <td><u>1.825</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>1.30</u></td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>1.95</u></td> <td><u>1.20</u></td> <td><u>0.675</u></td> <td><u>1.875</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.60</td> <td>1.35</td> <td>3.95</td> <td>2.60</td> <td>1.35</td> <td>3.95</td> </tr> </tbody> </table>		平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>1.20</u>	<u>0.70</u>	<u>1.90</u>	<u>1.15</u>	<u>0.675</u>	<u>1.825</u>	12 月期	<u>1.30</u>	<u>0.65</u>	<u>1.95</u>	<u>1.20</u>	<u>0.675</u>	<u>1.875</u>	3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	合 計	2.60	1.35	3.95	2.60	1.35	3.95
		平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正																																							
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																					
	6 月期	<u>1.20</u>	<u>0.70</u>	<u>1.90</u>	<u>1.15</u>	<u>0.675</u>	<u>1.825</u>																																					
12 月期	<u>1.30</u>	<u>0.65</u>	<u>1.95</u>	<u>1.20</u>	<u>0.675</u>	<u>1.875</u>																																						
3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>																																						
合 計	2.60	1.35	3.95	2.60	1.35	3.95																																						
	管理職員の支給月数																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">平成 22 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 23 年度改正</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>0.90</u></td> <td><u>1.90</u></td> <td><u>0.95</u></td> <td><u>0.875</u></td> <td><u>1.825</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>1.10</u></td> <td><u>0.85</u></td> <td><u>1.95</u></td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>0.875</u></td> <td><u>1.875</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.20</td> <td>1.75</td> <td>3.95</td> <td>2.20</td> <td>1.75</td> <td>3.95</td> </tr> </tbody> </table>		平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>1.00</u>	<u>0.90</u>	<u>1.90</u>	<u>0.95</u>	<u>0.875</u>	<u>1.825</u>	12 月期	<u>1.10</u>	<u>0.85</u>	<u>1.95</u>	<u>1.00</u>	<u>0.875</u>	<u>1.875</u>	3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	合 計	2.20	1.75	3.95	2.20	1.75	3.95	
	平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正																																								
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																						
6 月期	<u>1.00</u>	<u>0.90</u>	<u>1.90</u>	<u>0.95</u>	<u>0.875</u>	<u>1.825</u>																																						
12 月期	<u>1.10</u>	<u>0.85</u>	<u>1.95</u>	<u>1.00</u>	<u>0.875</u>	<u>1.875</u>																																						
3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>																																						
合 計	2.20	1.75	3.95	2.20	1.75	3.95																																						
	再任用職員の支給月数																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">平成 22 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 23 年度改正</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>0.65</td> <td><u>0.35</u></td> <td><u>1.00</u></td> <td>0.65</td> <td><u>0.325</u></td> <td><u>0.975</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>0.75</u></td> <td><u>0.30</u></td> <td><u>1.05</u></td> <td><u>0.70</u></td> <td><u>0.325</u></td> <td><u>1.025</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.45</td> <td>0.65</td> <td>2.10</td> <td>1.45</td> <td>0.65</td> <td>2.10</td> </tr> </tbody> </table>		平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	0.65	<u>0.35</u>	<u>1.00</u>	0.65	<u>0.325</u>	<u>0.975</u>	12 月期	<u>0.75</u>	<u>0.30</u>	<u>1.05</u>	<u>0.70</u>	<u>0.325</u>	<u>1.025</u>	3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	1.45	0.65	2.10	1.45	0.65	2.10	
	平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正																																								
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																						
6 月期	0.65	<u>0.35</u>	<u>1.00</u>	0.65	<u>0.325</u>	<u>0.975</u>																																						
12 月期	<u>0.75</u>	<u>0.30</u>	<u>1.05</u>	<u>0.70</u>	<u>0.325</u>	<u>1.025</u>																																						
3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																						
合 計	1.45	0.65	2.10	1.45	0.65	2.10																																						
	再任用管理職員の支給月数																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">平成 22 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 23 年度改正</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>0.55</td> <td><u>0.45</u></td> <td><u>1.00</u></td> <td>0.55</td> <td><u>0.425</u></td> <td><u>0.975</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>0.40</u></td> <td><u>1.05</u></td> <td><u>0.60</u></td> <td><u>0.425</u></td> <td><u>1.025</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.25</td> <td>0.85</td> <td>2.10</td> <td>1.25</td> <td>0.85</td> <td>2.10</td> </tr> </tbody> </table>		平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正			区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	0.55	<u>0.45</u>	<u>1.00</u>	0.55	<u>0.425</u>	<u>0.975</u>	12 月期	<u>0.65</u>	<u>0.40</u>	<u>1.05</u>	<u>0.60</u>	<u>0.425</u>	<u>1.025</u>	3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	1.25	0.85	2.10	1.25	0.85	2.10	
	平成 22 年度改正後			平成 23 年度改正																																								
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																						
6 月期	0.55	<u>0.45</u>	<u>1.00</u>	0.55	<u>0.425</u>	<u>0.975</u>																																						
12 月期	<u>0.65</u>	<u>0.40</u>	<u>1.05</u>	<u>0.60</u>	<u>0.425</u>	<u>1.025</u>																																						
3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																						
合 計	1.25	0.85	2.10	1.25	0.85	2.10																																						
	施 行 期 日 等	<ol style="list-style-type: none"> 給料表及び地域手当の支給割合の改定は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。 期末手当及び勤勉手当の支給月数は、第 1 条による改正は公布の日から、第 2 条による改正は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 平成 22 年 4 月からの年間給与について公民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成 23 年 3 月支給の期末手当の額について必要な調整措置を講ずる。 																																										